

視覚障害生活訓練の指導方法

盲学校における歩行訓練と日常生活動作訓練

高知県立盲学校 教諭 長崎 麻

1 はじめに

高知県内で唯一の視覚障害者専門の教育機関である高知県立盲学校には、現在 24 名の児童生徒が在籍している。障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な対応を図ることが、特別支援教育の基本的な視点であるが、盲学校でも本校独自の工夫により、教育的ニーズに応えるためのシステムづくりを進めてきた。これまで蓄積した専門性を継続・発展させるためには、さらに視覚障害者教育の専門的な力量をつけることや対象者に応じた適切な指導を行うことが必要である。

盲学校の教育課程に位置づけられている「自立活動」では、歩行・日常生活動作（身辺処理、調理）・コミュニケーション（パソコン、点字）等の習得訓練を行っている。ここでいう歩行とは、視覚障害者にとっての移動の手段である。視覚障害者は、見えないあるいは見えにくいことで、身辺処理をはじめとする日常生活に困難さや不便さを伴うことがある。しかし、視覚以外の感覚をつかかってそれらを補うための動作を身につけることにより、移動や日常生活上の問題が低減、解消される。

「歩行」や「日常生活動作」訓練の基本的な指導方法をアイマスク装着での実体験と理論で学び、それらを身につけることで、適切な援助や指導に活かすことができる。今回スポットを当てる「歩行」と「日常生活動作」訓練の指導では、視覚に代わる確認、弁別、知覚の方法や判断の基準など、すべての視覚障害者に共通する基礎的なことらあをあげる。なぜなら、訓練を受ける視覚障害者はそれぞれ個別の存在であり、生活経験や生活環境、障害受容の程度や心理的側面、その他種々の要因により個人差があるからである。そこで、注意したいのは、訓練の指導はテクニックの切り売りであってはならないということである。訓練の対象となる視覚障害者が、「歩行」や「日常生活動作」の訓練を能動的に行うための心理面への配慮も含め、「いかにできるようになるか」「どうすればできるようになるか」を指導者として身につけたいと考える。

2 研究目的

視覚に障害をもつ児童生徒個々のニーズに合わせた教育内容を充実させるために必要な専門性を高める。また、盲学校独自の支援（訓練）プログラム作りを進めるための「歩行」「日常生活動作」訓練の基本的指導方法を学び習得することが目的である。

3 研究内容

(1) 視覚障害について

視覚障害とは

視覚障害は、全盲と弱視に大別される。このうち、全く見えず光も感じない場合を全盲という。視覚障害者の7割以上は弱視である。感覚の一つである視覚は、視力、視野、色覚の三つの機能に分けられるが、このうち、法律で定められた視力と視野に障害がある場合を視覚障害という。

障害はひとつのカテゴリー

人はいろんな属性を持っている。教諭であったり、トランポリン愛好者であったり、日本人であることや高知県人であること等とカテゴライズされることがある。それと同じように障害ということばもまた属性のうちのひとつなのである。故に、障害ということばは人をさすことばではなく、その人を特徴づける属性のうちのひとつととらえたい。

一般社会の理解

視覚障害といっても障害は多様であり、個人差も大きい。白杖を持っていることが視覚障害者のシンボルのように思われている節もあるが、実は白杖を持たない弱視者も存在する。また、白杖を持っていて、視覚障害者であることが理解できても、「何ができるのか」「何の手助けが必要なのか」などの見えないことによる二次的障害を具体的に想像することが難しい。一般社会の理

解における障害の低減・解消は、その人個人の能力における障害の低減・解消につながる可能性が大きい。つまり、社会的に理解、認知されることで視覚障害者の精神的負担も軽減することになる。

(2) 歩行訓練

歩行訓練とは

視覚障害者が、知識、感覚・知覚、運動、社会性、心理的課題の五つの基礎的能力、および技術、地図的操作、環境認知、身体行動、情報の利用の五つの歩行能力を駆使して以下の条件のもと歩行できるようにすることを培うものである。その条件とは「安全性の確保」「能率性の向上」「見た目に自然な動きや姿勢の会得」「その人のやりやすい方法の会得」の四つである。四つのうち最も重要なのは安全性の確保である。能率的でやりやすい方法であっても安全性が確保されなければ屋外を歩くのは困難である。このことから分かるように、安全性が何よりも優先されなければならない。

視覚障害者の歩行を成立させる要因

一つは、視覚障害者の歩行における一般社会の理解の向上である。援助の声かけや手引き等がそれにあたる。二つ目に、視覚障害者が歩行する環境の整備と補助具の開発である。例えば視覚障害者誘導用ブロックや白杖、触地図等が視覚障害者にとって利用しやすいように改善されることである。最後に、視覚障害者の歩行能力の向上である。そのための歩行訓練である。しかし、本人の努力だけで安全に目的地まで歩行できるとは限らない。上記の三つの要因がそろえば、単独歩行も可能になりやすい。

歩行訓練の実際

ア 手引き

手引きの基本姿勢について述べる。手引き者が視覚障害者の横に立ち手の甲を軽く触れて合図を送る。視覚障害者は、手引き者の腕にそって、手を上へすべらせ肘の少し上を持つ。その時、親指が外側になるように軽く握る。視覚障害者の肘は直角になるように曲げ、前腕分だけ手引き者の後方に立つ。両者とも、脇は軽くしめ、自然な状態になるようにし、常に同方向を向くようにする。以上の手引き時の基本姿勢は、移動、狭い所の通過、溝をまたぐ、止まる、階段昇降、エスカレーターの利用等の時にも応用される。視覚障害者は、手引き者の肘の向きや動き、口頭での伝達により、その時々状況を判断して歩行することになる。

イ 手による伝い歩き

白杖を使わない屋内歩行の技術で、手の甲で壁等のガイドラインを伝う方法。まず、壁等の伝うものから20～25cm程度離れて立ち、壁側の手が腰の高さになるように前方へ伸ばす。手を軽く握り、手の甲が壁面に軽くふれるようにして滑らせガイドラインに沿って歩く。自宅や学校、職場等の既知の場所では、ドアノブや曲がり角を目印にして目的の場所まで伝い歩きをすることもある。また、必要に応じて、上部(頭)や下部(腰から下)の危険を防止するために防御の姿勢を併用する。これは、柵や消火器のように壁から出っ張ったものにぶつからないように、伝っている手と反対の手で危険物から回避する方法である。

ウ 白杖操作技術

白杖を両肩よりもやや広く、手首を支点に左右均等に弧を描くように振り、杖先が地面に「トントン」とつくようにする。弧の中央は地面から3～5cm程度浮かすように振る。右足を踏み出す時に白杖は左へ、左を踏み出す時に白杖は右で、足の踏み出しと白杖が地面に触れるのは同時になるようにリズムをとって歩く。この方法がタッチテクニックとよばれる白杖操作技術である。タッチテクニックの要領で、白杖で弧を描かずに地面を滑らせて情報を入手する方法をスライド法と呼ぶ。

これらの技術を習得するには、スポーツの技術習得と同じように、繰り返し身につくまで練習する必要がある。最初は、静止した状態で手首を動かす白杖の振りの練習から始まり、リズムをとって歩くリズム歩行、直進歩行と段階を追って練習を進めていく。

基本的な白杖操作が身についたら、次は、障害物や自転車の回避、騒音時の歩行、歩車道の

区別のない交差点の横断、ランドマークやクルーの利用等の技術の訓練に入る。ランドマーク、クルーとは、目印になる電柱や自動販売機、いつもそこにあるもの、においや音の手がかりのことを言う。視覚障害者の歩行には、ランドマークやクルーが非常に重要な要素となる。

エ 応用歩行

基礎的歩行技術を確実にマスターした後に行う訓練である。住宅街や繁華街、多くのタイプの道路や交差点の歩行を経験する。白杖操作の技術、地図的操作、環境認知、身体行動、情報の利用の五つの歩行能力における応用的実力を高めるように訓練することがねらいである。

オ ファミリアリゼーション (Familiarization)

知らない場所、地域、部屋の形状、事物等を、既知の(知っている)状態にすること。例えば、初めて入る教室の形状や教室の中にある物、その配置の情報を得て、それらを把握することである。しかし、実際の説明と視覚情報に頼れない対象者がイメージするものにズレが生じる場合もある。だからこそ、ファミリアリゼーションは、その理解と記憶においてあいまいな状態にならず、確実になるように実施しなければならない。

ファミリアリゼーションで重要なことは、適度な休憩を入れた分散学習であること、記憶しやすいように部屋や壁に番号や名前をつけるネーミング、ポイントとなるものの印象づけ、理解が確実になるまで繰り返すこと、必要に応じて補助具(白杖、触地図)を利用することである。

カ 援助依頼

他者から情報を得て歩く。あるいは他者に手引きを依頼して援助を受けること。歩行中に自分の居る場所が分からなくなった場合や、危険箇所(交通量の多い交差点、駅のプラットホーム等)で安全に移動する時、必要に応じて一般社会に援助を依頼して歩くことである。このように、道に迷った時や不案内の時、危険だと思われる時に無理をせずにあきらめたり、手引きをうけたりできる能力が、単独歩行には欠かせない。

援助依頼の際には、声をかけるタイミングや質問の仕方を考慮しなくてはならない。声をかけるタイミングは、通行中であれば足音や話し声を手がかりにしたり、必ずそこに居ると分かっている人(駅員、デパートのインフォメーションコーナー、売店)に依頼すると援助を受けやすい。また、目的地が遠方の場合には範囲を狭めて聞く、方向や角度を明確にしておく、歩き出す前に方向を指差しで確認しておくことが迷わないコツである。

援助依頼を受けることにより、精神的負担が軽減し、安全で能率的に単独歩行できることの重要性を自覚して、訓練の中で援助依頼ができるようにすることは重要なことである。これは、本人の努力と一般社会の理解がなければ成立しない。

キ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するためのガイドラインで、歩道やプラットホーム等に敷設されている突起のあるブロックのこと。昭和42年、岡山市で初めて敷設されて以来、全国に普及してきた。平成13年には、点状ブロックと線状ブロックの形状がJIS規格化されている。

視覚障害者誘導用ブロックの色、敷設方法、材質の側面から考察すると、全国に普及してきたことは評価できる。しかし、使えない誘導用ブロックが少なくないことは残念である。高知県の事例を挙げると、高知城の南の歩道は、赤茶色のレンガを敷き詰めてあるが、誘導用ブロックも同じ色、同じ材質を使用している。これは、色のコントラストを頼りに歩いている弱視者にとってはガイドラインが分からないということであるし、白杖からの情報を頼りに歩く視覚障害者にとっても、路面と誘導用ブロックが同じ材質では触覚的なコントラストが分からず白杖から伝わる情報が使えないということになる。他には、誘導用ブロックにヒビが入っていたり、割れていてブロック自体が障害物化しているケースもある。このような事例の場合は、歩行訓練で誘導用ブロックは使わず、建物側の安全な場所を伝えて歩くケースや、援助依頼の練習をする場合が多い。

視覚障害者にとってのガイドラインともいえる視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の歩行の助けになっている。また、このお陰で一般社会への啓発も浸透してきた。このように、

視覚障害者誘導用ブロックが普及し、充実してきたことは有難いことである。その反面、車いすやベビーカーの利用者、高齢者にとっては、この誘導用ブロックが障壁になる場合もあるということも理解しておきたい。

(3) 日常生活動作訓練

日常生活動作訓練とは

日常生活を送る上で必要なことがら全てをさす。身辺処理をはじめとする個人の身のまわりに関することから家庭・社会生活上必要な技術にかけて多様な項目について訓練を行う。ひとことで言えば、それぞれの個人が日常生活を送る上で必要なことを支障なく行えるようにすることである。例えば、歯磨きや洗顔、トイレの使用、衣服の着脱、薬の弁別、調理、食事、入浴、金融機関の利用、掃除、余暇活動等で、その内容は多岐にわたる。

日常生活上の問題点

中途視覚障害者の場合は、身辺処理をはじめとする日常生活上の諸動作の多くは、視覚に関係なく、それまでの経験により行うことができるものもある。先天の視覚障害者の場合も経験により会得してきたものは、日常的に行うことはできる。しかし、視覚による確認ができないために、ある動作を何の意識や配慮もせずに行った時に、問題が生じることがある。具体的には、他者とのトラブル、安全性の問題、気づかないことによるマナー違反である。これらは、本人が気づかないために、特に問題意識を持たない場合も出てくる。

また、経験不足や心理的な課題を抱えている場合は、比較的容易にできることがらも「できない」と思い込み、積極的に努力し、行動する意欲につながらないこともある。それは、動作を視覚的にとらえられない不安や人にやってもらって当たり前という意識が原因と考えられる。

その場の状況を的確に判断し、それに応じた行動をすることが難しいといった内容をリストアップし、訓練の課題として本人が自覚するまでに時間を要するケースもある。

訓練の目標

視覚障害者が日常生活を送る上で必要なことがらや動作を視覚以外の感覚をつかって行い、またそれらを習慣化することである。身のまわりのことや家事、社会的マナーやルールの習得、見えないことによる知識の不足を補って、自立した日常生活を送ることができるようになることが、最終目標となる。

日常生活動作訓練の実際

ア お金の弁別

視覚障害者は、視覚からの情報が得られないため、その代わりに手指で触って把握する、においや音で判断することが多い。お金の弁別も手で触ったり、音を出して判断する。ここでは、お札と硬貨の判断基準を分けて考える。

まず、お札である。日本の紙幣には一万円札、五千円札、千円札がある。(二千円札は一般的にあまり浸透していないので、ここでは取り上げない)紙幣は長方形である。短い方の辺の長さは同じであるが、長いほうの辺は一万円札、五千札、千円札の順に長い。5mmずつ長さが違う。また、点字の文字「あ」「い」「う」の順に、紙幣の表の右隅に触って判断できる印がついている。これらの判断基準を利用して紙幣の弁別を行う。その方法は、個人のやりやすい方法を選べばよいと思うが、事例をあげると、「基準になる紙幣をいつも持ち歩く」「迷いをなくすためにおつりは全て千円札でもらう」「弁別用のものさしを使用済み封筒で作って持ち歩く」等の工夫ができる。

次に、硬貨である。一元、五円、十円、五十円、百円、五百円のうち一元玉、五百円玉の大きさが触察により弁別できる。間違いやすいのは、五円玉と五十円玉、十円玉と百円玉である。これらの弁別は硬貨のまわりにギザギザがある百円玉と五十円玉、中央に開いた穴で判断できる。重さも微妙に違うが、重さの感覚は分かりにくい。

以上のような弁別方法を使っている視覚障害者は、それぞれに色々な工夫をしている。例えば、買い物に行きレジでお金を払う際に触察で弁別をしていると時間がかかるため、事前に硬

貨を分けておける財布を利用したり、紙幣は千円しか持たない工夫をしている等が一例である。

イ サインガイド

銀行や郵便局を利用する際に署名をすることがある。この時、支払いや払い戻しの用紙のどこに署名すればよいのか判断できない。そこで、利用する金融機関の用紙に合わせて、署名や金額を書く欄を切り抜いたサインガイドを支援者に事前に製作してもらい、そこにすみ字で記入するテクニックや切抜き部分に書く内容は練習しておく必要がある。

ウ 机上の探索動作

コップや灰皿を取るときの動作がこれにあたる。机等の平面上に置かれている物の位置を安全に確実に確認するための動作と手順を身につけ、習慣づけることがねらいである。机上のものを手による触察により確認を行う。背の高いコップや灰皿等は、無造作に手を出してしまうと倒れる可能性がある。この時に、重要なポイントになるのが、手の動きである。

確認の方法は、手の平を下向きにして軽く丸め、机の手前からゆっくり滑らして机上の物を探す。宙に浮いた状態の手の動きでは目的のものが見つかりにくいので、必ず手指による確認を行う。この手指の触察による探索行動は、あらゆる場面で使うため、繰り返しの訓練により体得しておきたい課題である。

エ 落とした物の拾い方

物を落とさないように留意するとともに、落としてしまった場合は、安全にかつ速やかに拾えるようにしておきたい。

まず、物を置く時にはあらかじめ置き場所を確認し、手の出し方に気をつける。空間での作業や物のやりとりを避ける等、物を落とさないための留意事項を身につける。気をつけていても落としてしまう場合もある。その際は探しやすいように貴重品（財布や小物）には鈴等の音の出るものをつけておくとよい。物を落としたら、あわてずに落とした位置、転がった方向を音で判断し、手による防御の姿勢で音源に近づいて腰を落とし、平面上の探索動作を用いて床を調べる。初めの位置で見つからずに移動する場合は、その位置に戻れるように周囲と関係づけて移動する。落とした物を拾ったら、頭上に障害物がないことを確かめてから立ち上がる手順を身につける。

オ 手がかりの利用

弱視者の場合は、保有視覚を利用することができる。弁別しやすいようにコントラストをつける工夫や部屋の明るさ（照明と遮光）に配慮する。全盲で視覚的な手がかりを使えない場合でも、一般の説明に用いられることが多い形や色の視覚的概念を知識として身につけ、それを手がかりに確認する時に利用する。また、音の手がかりは、鈴等の音の出るものを弁別に用いたり、ラジオやテレビ、日常的にそこにある音源を利用して自分がいる位置を知ることができる。においも手がかりとして使えるが、体調に左右されやすい判断基準であるので、補助的な手がかりと考えてよい。触覚による手がかりは日常的によく使うもので、身につけておきたい技術である。

カ 印つけ・ラベリング

弁別しにくいものの識別に有効である。点字やシールを目印としてつけておくとよい。印を探したり、何の印なのか忘れることのないように、印つけのルールを決めて習慣化しておく。

キ 食事・喫茶

食事や喫茶時に食べ物の内容を知ってその時間を楽しめるように確認動作や配慮事項を身につけたい。まず、食卓との距離と向きを確認する。そして、机上の探索動作を使い配膳されたものを確認する。自分で作った食事でない時は献立内容を聞き確認作業を行う。調味料をかける時には、片手で皿の周囲と中央を確認して固定し、反対の手でかける。

同席者がいる場合は、クロックポジションを用いて「12時の位置にお茶があります。9時の位置がごはんです。」等の説明をしてもらい手で確認する方法もある。

ク 喫煙

安全で確実な方法を身につけたい。まず、煙草を口にくわえ、手で誘導してライターを煙草

の先に当てて点火する。炎の高さは事前に調整しておく。周囲の状況も考慮し、一般的なマナーを知識として知っておく。

(4) 指導法の重要性について

まず、指導者として正しい人間観・障害観をもっておくこと。視覚障害と一口に言っても、個々の見え方はそれぞれ違う。眼疾、受障時期、視覚経験、性格等の様々な要素が絡み合っている対象者の状態をよく知る必要がある。また、視覚情報の入手が制約されている視覚障害者は、環境認知やものを把握することにおいて、聴覚や触覚や嗅覚を最大限活用していることはよく知られているが、その時々個人の身体的、精神的な状態によって、聴覚や触覚や嗅覚の活用に差が出ることも理解しておきたい。また、児童生徒とかかわっていく上で指導者自身が自分のことを客観的に知っておくことも重要なポイントになる。人と接し、人に影響を与える仕事をしている私たちにとって、自分自身の問題を整理し分析する「自己覚知」は避けて通ることのできない課題であると言える。

これらを踏まえた上で、個人に応じた指導内容、指導方法を工夫していくこととなる。どのような方法でどのような工夫があげられるようになるのかを考えなければならない。指導は、児童生徒が理解しそのことができるようになってはじめて成立する。指導者自身の自己満足の指導であってはならない。

「歩行訓練」や「日常生活動作訓練」を行う過程で重要なことは、訓練を受ける児童生徒が能動的に意欲をもってそのことに取り組むことである。視覚障害者の歩行や日常生活動作は、繰り返し練習することによって習得されていく。そのため「やらされている」状態ではなく、積極的に訓練に取り組む姿勢が重要である。

(5) 盲学校における「歩行訓練」と「日常生活動作」訓練

盲学校における自立活動では、見えないあるいは見えにくい人が生活を送る上で、不便に感じていることや困難なことから、視覚以外の感覚や動作、道具を使って、それまでの不便さや困難さを低減・解消するために、動作の習得訓練を行っている。簡単に言えば、児童生徒の自立を目指すもので、自立活動の指導は、他教科とも密接な関連を保って実施されている。前述した「訓練の実際」で述べてきたような事が習得しておきたい課題の一例である。

本校の自立活動の取り組みの実際は、まず、児童生徒の実態を的確に把握するために本人や保護者からの聞き取りやアンケート調査により、個別の指導計画を作成し、各教科との連携をはかりながら指導実践を行っている。本校の小学部、中学部の児童生徒の多くは、視覚障害以外の他の障害を併せもつ重複障害であり、高等部の弱視や中途視覚障害の生徒の実態とは異なる。現在は、小学部、中学部、高等部の各学部でそれぞれのケースに合わせ目標に向けて取り組んでいる。実際に、弱視と全盲とでは訓練内容もアプローチ方法も全く違ってくる。

これまでの取り組みをまとめ、それぞれが培ってきた指導のテクニックや専門性を学校全体で共有していくことが今後の課題になるであろう。個別に手厚く取り組んでいるこれまでのケースを参考事例とし、学校全体のシステムとして位置づけていくことや全てのケースで指針になるような本校独自の訓練プログラムの作成に取り組みたい。

4 まとめ

1年間という時間をかけ、大阪市の社会福祉法人日本ライトハウスで、視覚障害生活訓練等指導員の養成部において、視覚障害者の生活訓練について学んだ。その内容は、視覚障害に関する専門的な分野（眼科学、医学・生理学、光学、環境学、点字、すみ字、コミュニケーション論、歩行訓練論、日常生活訓練論その他）から福祉学、心理学、施設見学、施設実習まで含まれており、たいへん充実した研修であった。視覚障害についての専門的知識を学びながら、それと並行して前期は「歩行訓練」後期は「日常生活動作訓練」の実技と理論を習得した。日本ライトハウスは、視覚障害リハビリテーションセンターで、利用者は成人であり、その多くは中途の視覚障害者である。そ

のため、学んだ実技や科目の多くが、「受障前には保有視覚があり、途中で視覚障害になった人」を対象にした内容であった。その内容は、全ての視覚障害者に応用できるもので、視覚障害分野の基礎的・専門的な知識を学べたことは、非常に有意義であった。今後、これらの知識や技術を学校現場で応用していくために、次のことに留意しておきたい。今まで、私が学んできた基礎的なアプローチ方法は訓練の基本ベースであり、訓練内容を組み立てる際の軸にはなるが、その方法は対象者によって形を変えるということである。全ての人それぞれに個性があり特別な存在であるのと同じように、視覚に障害がある人の見え方や性格も、生活経験や生活環境、障害受容の程度や心理的側面、その他種々の要因によって個人差があることを忘れてはならない。

視覚障害生活訓練の指導方法について研修を積んできたわけだが、視覚以外の感覚を利用して行動や動作を意識化、習慣化することの大切さを感じている。視覚に代わる感覚の利用や手の動き、動作を意識して日常的にできるようになるまでには、かなりの練習量と本人の努力が必要である。歩行訓練や日常生活動作訓練において、練習を行っているとき、点の部分（ひとつのスキル）のみに目をうばわれがちである。点の部分で困っていることがらを解決していくことは、非常に重要なことであるが、それだけでは不十分であると考え。例えば、歩行訓練をして白杖歩行で歩けるようになったとする。これは、点の部分のスキルの習得である。そのスキルを活用して、単独歩行で目的地まで行くには、どのようなルートで行くのか行動計画を立てる、切符を買う、電車に乗る、ハブニングに対応する、買い物でお金を使う等の線の部分（いくつかのスキルをつなぎ合わせた一連の流れ）が発生してくる。つまり、訓練は点の部分だけでは成立せず、線にならなければ、その人の生活の幅は広がっていかないわけである。また、対象者を丸ごととらえることも重要だと考える。それは、その人の生活環境、好きなこと、嫌いなこと、趣味、行動様式等の対象者の背景を知ることである。そして、何よりも指導者と対象者との信頼関係が重要である。

指導をする上でのポイントは「技術・知識・価値」だと考える。一つ目の技術は、指導者が対象者の実態を的確に把握し、その人に合った方法でいかにできるようになるかを伝えるテクニックのことである。二つ目の知識は、指導者のもつ専門家としての幅広い知識である。三つ目の価値は、指導者が対象者の気持ちにどれだけ寄り添えるか、どうすればできるようになるかを親身になって考える力のことである。この三つの要素が揃ってはじめていい指導につながると考える。

福祉の現場では、視覚障害者の生活訓練を行う際に、利用者本人のニーズや思いを最優先する。それは、障害受容の程度や本人の意欲を大切にしているからこそである。それに対し、卒業までの限られた時間の中で行う学校教育では、本人のニーズや意欲を引き出すことから更に「しつけ」や「教示・示唆」といった部分も加味していかなくてはならない。私たち教員は、児童生徒の実態に応じた指導方法を工夫し、教員同士で検討し、よりよい指導をめざさなければならない。そのためにも、この研修で学んだ内容は学校全体で共有できるように伝達して、全てのケースで指針となるような本校独自のシステムづくりにも取り組みたいと考える。

引用・参考文献

- 芝田裕一『視覚障害者のリハビリテーションと生活訓練』社会福祉法人日本ライトハウス、2003年
- 鈴木文子『視覚障害者の日常生活訓練』社会福祉法人視覚障害者支援総合センター、1997年
- 田辺正明『臨床医のための光学』オーエム、2004年
- 斉藤勇『心理学入門』誠信書房、2005年
- 丸尾敏夫『エッセンシャル眼科学』医歯薬出版、2003年
- 日本点字委員会『日本点字表記法』2001年
- 視覚障害日常生活訓練研究会『視覚障害者の調理/実習ハンドブック』読書工房、2005年